

令和 7 年 安曇野市議会

6 月定例会 条例案

条例改正等の趣旨・新旧対照表

令和7年3月に専決処分により改正した条例の概要

報告	件名	所管課	趣旨
第9号	専決処分の承認を求めることについて（安曇野市税条例の一部を改正する条例）	税務課	令和7年度税制改正に伴い所要の改正を行うもの。主要な点は次のとおり。 （1） 公示送達に係る省令改正に伴う改正 （2） 個人住民税の特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備 （3） 軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う規定の整備 （4） 道路交通法の改正に伴う改正 （5） 固定資産税に係る大規模修繕マンションの特例適用の規定の整備 （6） 市たばこ税に係る加熱式たばこの課税方式の見直しに伴う規定の整備
第10号	専決処分の承認を求めることについて（安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	国保年金課	地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い所要の改正を行うもの。主要な点は次のとおり。 （1） 国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額の引上げ （2） 同税の軽減対象となる所得基準の引上げ

条例改正等の趣旨

議案	件名	所管課	趣旨
第 47 号	安曇野市堀金総合福祉センター条例の一部を改正する条例	高齢者介護課	- 堀金総合福祉センターに置かれている老人福祉センターについて、効率的な施設管理等を目的として、指定管理者による管理を行うための改正を行うもの - その他字句体裁等を整えるもの
第 48 号	安曇野市明科総合福祉センター条例の一部を改正する条例	高齢者介護課	- 明科総合福祉センターに置かれている福祉センター及び陶芸作業所について、効率的な施設管理等を目的として、指定管理者による管理を行うための改正を行うもの - その他字句体裁等を整えるもの
第 49 号	安曇野市保健センター条例の一部を改正する条例	健康支援課	堀金総合福祉センター及び明科総合福祉センター内に置かれている堀金保健センター及び明科保健センターについて、効率的な施設管理等を目的として、指定管理者による管理を行うための改正を行うもの
第 50 号	安曇野市明科学習館条例の一部を改正する条例	文化課	- 明科学習館の使用料について、使用目的に応じて使用料に加算する加算額の基準を引き下げるもの - その他字句体裁等を整えるもの
第 51 号	安曇野市立認定こども園条例の一部を改正する条例	こども園幼稚園課	- 三郷東部認定こども園が移転新築することに伴い、条例に規定する位置を変更するもの - その他所要の改正を行うもの

報告第9号 安曇野市税条例の一部を改正する条例

○安曇野市税条例（平成17年安曇野市条例第81号）

改正後	改正前
(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を安曇野市公告式条例（平成17年安曇野市条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする</u>ものとする。</u> (納税証明事項) 第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合において、その旨とする。 (所得割の課税標準) 第33条 (略) 2～4 (略) 5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。 6 (略) (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年	(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、安曇野市公告式条例（平成17年安曇野市条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行う</u>ものとする。 (納税証明事項) 第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合において、その旨とする。 (所得割の課税標準) 第33条 (略) 2～4 (略) 5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第34条の8において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。 6 (略) (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が

改正後	改正前
の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、<u>法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)</u>の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)については、この限りでない。 2～8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)) 第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下同	2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)<u>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。</u>以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)については、この限りでない。 2～8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)) 第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同

改正後	改正前
じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1）（略） （2）所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。<u>次条第1項</u>において同じ。）の氏名 （3）扶養親族 <u>又は特定親族</u> の氏名 （4）（略） 2～6 （略） （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）<u>若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定す	じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1）（略） （2）所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。<u>次条</u>において同じ。）の氏名 （3）扶養親族の氏名 （4）（略） 2～6 （略） （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を

改正後	改正前
る公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) (略) 2～5 (略) (固定資産税の納税義務者等) 第54条 (略) 2～7 (略) 8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課することができる。 (固定資産税の課税免除) 第62条の2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第2項第1号に規定する促進区域において、同条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から同法第6条に規定する同意基本計画の計画期間内に同法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設を設置した者については、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物を構成する減価償却資産（以下この条において「構築物」という。）（当該対象施設の用に供する部分に限るものとして、事務所等に係る部分を除く。）又はこれらの敷地である土地の取得（同意日以後の取得	受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族の氏名 (4) (略) 2～5 (略) (固定資産税の納税義務者等) 第54条 (略) 2～7 (略) 8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課することができる。 (固定資産税の課税免除) 第62条の2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第2項第1号に規定する促進区域において、同条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から同法第6条に規定する同意基本計画の計画期間内に同法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設を設置した者については、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物を構成する減価償却資産（以下この条において「構築物」という。）（当該対象施設の用に供する部分に限るものとして、事務所等に係る部分を除く。）又はこれらの敷地である土地の取得（同意日以後の取得

改正後	改正前
に限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対する固定資産税は、申請により、新たに固定資産税を課することとなった年度以後3年度分に限り、課税を免除する。 2 (略) (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの <u>(ウ及びオに掲げるものを除く。)</u> 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの <u>(ウに掲げるものを除く。)</u> <u>又は</u> 定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u> <u>エ</u> 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの <u>(ウに掲げるものを除く。)</u> <u>又は</u> 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>オ</u> 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2)・(3) (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければな	に限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対する固定資産税は、申請により、新たに固定資産税を課することとなった年度以後3年度分に限り、課税を免除する。 2 (略) (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの <u>(エに掲げるものを除く。)</u> 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの <u>又は</u> 定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ</u> 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの <u>又は</u> 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>エ</u> 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2)・(3) (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければな

改正後	改正前
らない。 (1)～(4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力 <u>(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)</u> (6)～(8) (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 (略) 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、長野県知事が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示</u>するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 運転免許証<u>又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u> (6) (略)	らない。 (1)～(4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6)～(8) (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 (略) 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、長野県知事が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示</u>するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 運転免許証の<u>番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</u> (6) (略)

改正後	改正前
<u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第91条 (略) 2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が<u>法第445条</u>若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。 3～9 (略) 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～14 (略) 15 法<u>附則第15条第36項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 16 法<u>附則第15条第37項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 17 法<u>附則第15条第40項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 18・19 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略)	<u>3</u> (略) <u>4</u> (略) (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第91条 (略) 2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が<u>法445条</u>若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。 3～9 (略) 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～14 (略) 15 法<u>附則第15条第37項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 16 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 17 法<u>附則第15条第41項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 18・19 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略)

改正後	改正前
2～13 (略) <u>14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> <u>15 (略)</u> <u>16 (略)</u> <u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u> <u>第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</u> <u>（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u> <u>（2） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u>	2～13 (略) <u>14 (略)</u> <u>15 (略)</u>

改正後	改正前
<u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> <u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>（2） 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>	

参考（施行日の色分け）

黒：令和7年4月1日施行【原則施行日】

赤：令和8年1月1日施行

深緑：令和8年4月1日施行

水色：地方自治法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日施行

報告第10号 安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○安曇野市国民健康保険税条例（平成17年安曇野市条例第137号）

改正後	改正前
（納税義務者） 第1条 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課する。 2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であって、当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。 （課税額） 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （1）基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） （2）後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） （3）（略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。 4 （略）	（納税義務者） 第1条 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課する。 2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であって、当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。 （課税額） 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （1）基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） （2）後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） （3）（略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 （略）

改正後	改正前
(国民健康保険税の減額) 第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ (略) 2・3 (略)	(国民健康保険税の減額) 第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ (略) 2・3 (略)

議案第47号 安曇野市堀金総合福祉センター条例の一部を改正する条例

○安曇野市堀金総合福祉センター条例（平成17年安曇野市条例第107号）

改正後	改正前
(指定管理者による管理) 第3条 <u>総合福祉センター</u>の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。 2 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号）第4条第1項の規定によるものであって、かつ、<u>総合福祉センター</u>の設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を<u>有するもの</u>とする。 (指定管理者が行う業務) 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) <u>老人福祉センターの利用の許可に関する業務</u> (2) <u>総合福祉センターの施設</u>、設備及び備品の維持管理に関する業務 (3) <u>総合福祉センター</u>の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務 (利用時間及び休館日) 第5条 総合福祉センターの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。<u>ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。</u> (略) (利用者の範囲) 第6条 総合福祉センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる施設の区分に<u>応じ</u>、当該各号に<u>定める者</u>とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。 (1)・(2) (略) (利用の許可等) 第7条 老人福祉センターを利用しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。 2 <u>指定管理者</u>は、前項の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する	(指定管理者による管理) 第3条 <u>第1条第2項に掲げる施設のうち、デイサービスセンター</u>の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。 2 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号）第4条第1項の規定によるものであって、かつ、<u>デイサービスセンター</u>の設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を<u>有する者</u>とする。 (指定管理者が行う業務) 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) <u>デイサービスセンターの建物</u>、設備及び備品の維持管理に関する業務 (2) <u>デイサービスセンター</u>の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務 (利用時間及び休館日) 第5条 総合福祉センターの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。<u>ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</u> (略) (利用者の範囲) 第6条 総合福祉センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる施設の区分に<u>応じて</u>、当該各号に<u>掲げる者</u>とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。 (1)・(2) (略) (利用の許可等) 第7条 老人福祉センターを利用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。 2 <u>市長</u>は、前項の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認め

改正後	改正前
と認めるときは、当該許可をしないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 老人福祉センターの建物、設備又は備品を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 前2号に定めるもののほか、指定管理者が特に適当でないと認めるとき。 3 指定管理者は、第1項の許可をするときは、施設の管理上必要な条件を付することができるものとする。 <u>(利用の制限)</u> 第8条 <u>総合福祉センターを利用する者は、次に掲げる行為を行ってはならない。</u> (1) <u>前条第2項各号に該当する行為</u> (2) <u>前条第3項の規定により付された条件に違反する行為</u> <u>(利用許可の取消し等)</u> 第9条 <u>指定管理者は、総合福祉センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。</u> (1)～(4) (略) (5) <u>第7条第2項各号</u>のいずれかに該当するとき。 (6) その他指定管理者が緊急やむを得ないと認めたとき。 <u>(利用料金)</u> 第10条 デイサービスセンターを利用しようとする者は、その利用に応じ、次に掲げる料金（以下「利用料金」という。）を納付するものとする。 (1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）により算定して得た額 (2) 前号に規定する費用の額に定めのない費用については、別表に定める額 2 <u>老人福祉センターの利用に係る料金は、無料とする。</u> 3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。	るときは、当該許可をしないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 老人福祉センターの建物、設備又は備品を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に適当でないと認めるとき。 3 市長は、第1項の許可をするときは、施設の管理上必要な条件を付することができるものとする。 <u>(利用許可の取消し)</u> 第8条 <u>市長は、前条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。</u> (1)～(4) (略) (5) <u>前条第2項各号</u>のいずれかに該当するとき。 (6) その他市長が緊急やむを得ないと認めたとき。 <u>(使用料)</u> 第9条 <u>老人福祉センターの使用料は、無料とする。</u> <u>(利用料金)</u> 第10条 デイサービスセンターを利用しようとする者は、その利用に応じ、次に掲げる料金（以下「利用料金」という。）を納付するものとする。 (1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）により算定して得た額 (2) 前号に規定する費用の額に定めのない費用については、別表に定める額 2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

改正後	改正前
(損害賠償) 第12条 (略) (委任) 第13条 (略)	<u>(禁止行為)</u> 第12条 <u>総合福祉センターを利用する者は、次に掲げる行為を行ってはならない。</u> (1) <u>公の秩序又は善良な風俗を乱すこと。</u> (2) <u>施設、設備又は備品を損傷し、又は滅失すること。</u> (3) <u>前2号に定めるもののほか、市長又は指定管理者が特に不相当と認めること。</u> (損害賠償) 第13条 (略) (委任) 第14条 (略)

議案第48号 安曇野市明科総合福祉センター条例の一部を改正する条例

○安曇野市明科総合福祉センター条例（平成17年安曇野市条例第93号）

改正後			改正前		
(設置) 第1条 (略) 2 総合福祉センターに次の<u>施設</u>を置く。 (1) 福祉センター (2) デイサービスセンター (3) 陶芸作業所 (指定管理者による管理) 第3条 <u>総合福祉センター</u>の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。 2 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号）第4条第1項の規定によるものであって、かつ、<u>総合福祉センター</u>の設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を<u>有するもの</u>とする。 (指定管理者が行う業務) 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) <u>福祉センター及び陶芸作業所</u>の利用の許可に関する業務 (2) <u>総合福祉センター</u>の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務 (3) <u>総合福祉センター</u>の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務 (利用時間及び<u>休館日</u>) 第5条 総合福祉センターの利用時間及び<u>休館日</u>は、次のとおりとする。<u>ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。</u>			(設置) 第1条 (略) 2 総合福祉センターに次の<u>部門</u>を置く。 (1) 福祉センター (2) デイサービスセンター (3) 陶芸作業所 (指定管理者による管理) 第3条 <u>第1条第2項に掲げる部門のうち、デイサービスセンター</u>の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。 2 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号）第4条第1項の規定によるものであって、かつ、<u>デイサービスセンター</u>の設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を<u>有する者</u>とする。 (指定管理者が行う業務) 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) <u>デイサービスセンター</u>の利用の許可に関する業務 (2) <u>デイサービスセンター</u>の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務 (3) <u>デイサービスセンター</u>の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務 (利用時間及び<u>休業日</u>) 第5条 総合福祉センターの利用時間及び<u>休業日</u>は、次のとおりとする。<u>ただし、市長が特に認めたときはこの限りではない。</u>		
区分	利用時間	<u>休館日</u>	区分	利用時間	<u>休業日</u>
福祉センター及び陶芸作業所	午前8時30分から午後5時15分 <u>まで</u> （会議室等の <u>利用時間</u> ）	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）	福祉センター及び陶芸作業所	<u>開館時間は</u> 午前8時30分から午後5時15分 <u>まで</u> 。会議室等	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

改正後			改正前		
	<u>は、午前8時30分から午後9時まで</u>	に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日		<u>の利用時間は午前8時30分から午後9時まで</u>	号) に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日
(略)			(略)		
(利用者の範囲)			(対象者の範囲)		
第6条 総合福祉センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる施設の区分に <u>応じ</u> 、当該各号に <u>定める者</u> とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。			第6条 総合福祉センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる施設の区分に <u>応じて</u> 、当該各号に <u>掲げる者</u> とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。		
(1) 福祉センター 市内に住所を有する者。ただし、入浴については、60歳以上の者又は障害者及び <u>その</u> 介助人に限るものとする。			(1) 福祉センター 市内に住所を有する者。ただし、入浴については、60歳以上の者又は障害者及び介助人に限るものとする。		
(2)・(3) (略)			(2)・(3) (略)		
(利用の許可等)			(利用の許可等)		
第7条 <u>福祉センター及び陶芸作業所</u> を利用しようとする者は、 <u>あらかじめ</u> 指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、 <u>指定管理者は、当該許可を受けようとする者が次の各号の</u> いずれかに該当すると認めるときは、 <u>当該許可をしないことができる。</u>			第7条 <u>総合福祉センターの施設</u> を利用しようとする者は、 <u>市長又は指定管理者（以下「市長等」という。）</u> の許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当すると認めるときは、 <u>利用の許可をしないことができる。</u>		
(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す <u>おそれがあると認められる</u> とき。			(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すとき。		
(2) <u>福祉センター及び陶芸作業所の建物</u> 、設備又は備品を損傷し、又は滅失する <u>おそれがあると認められる</u> とき。			(2) <u>総合福祉センターの施設</u> 、設備又は備品を損傷し、又は滅失するとき。		
(3) 前2号に定めるもののほか、 <u>指定管理者</u> が特に適当でないと認めるとき。			(3) 前2号に定めるもののほか、 <u>市長等</u> が特に適当でないと認めるとき。		
2 <u>指定管理者は、前項の許可をするときは、施設の管理上必要な</u> 条件を付すことができるものとする。			2 <u>市長等は、必要があると認めるときは</u> 条件を付すことができるものとする。		
(利用の制限)			(利用の制限)		
第8条 総合福祉センター <u>を利用する者</u> は、次に掲げる行為を行ってはならない。			第8条 総合福祉センター <u>の利用者等</u> は、次に掲げる行為を行ってはならない。		
(1) <u>前条第1項各号に該当する行為</u>			(1) <u>第7条第1項各号に該当したとき。</u>		
(2) <u>前条第2項の規定により付された条件に違反する行為</u>			(2) <u>第7条第2項に規定した条件に違反したとき。</u>		
(利用許可の取消し等)			(利用許可の取消し)		
第9条 <u>指定管理者</u> は、 <u>総合福祉センターを利用する者</u> が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を <u>取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止するこ</u>			第9条 <u>市長等は、利用者</u> が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を <u>取り消す</u> ことができる。		

改正後	改正前																												
とができる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 第7条第1項各号のいずれかに該当するとき。</u> <u>(6)</u> (略)	(1)～(4) (略) <u>(5)</u> (略)																												
(利用料金) 第10条 福祉センター及び陶芸作業所の<u>建物又は設備の利用に係る料金</u>は、別表第1項に定める額の<u>範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるもの</u>とする。ただし、入浴のみの利用については無料とする。 2 デイサービスセンターの利用に係る料金は、介護保険法に基づく指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）により算定して得た額とし、介護報酬に定めのない費用の額は、別表第2項に定める額とする。 3 <u>指定管理者</u>は、特に必要と認める場合は、<u>総合福祉センターの利用に係る</u>料金の一部又は全部を減免することができるものとする。 4 <u>総合福祉センター</u>の利用<u>に係る</u>料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。	(利用料金等) 第10条 福祉センター及び陶芸作業所の<u>施設又は設備の使用料</u>は、別表第1項に定める額とする。ただし、入浴のみの利用については無料とする。 2 デイサービスセンターの利用に係る料金 <u>(以下「利用料金」という。)</u>は、介護保険法に基づく指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）により算定して得た額とし、介護報酬に定めのない費用の額は、別表第2項に定める額とする。 3 <u>市長等</u>は、特に必要と認める場合は、<u>使用料又は</u>利用料金の一部又は全部を減免することができるものとする。 4 <u>デイサービスセンター</u>の利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。																												
別表（第10条関係） 1 福祉センター・陶芸作業所<u>利用料金</u>	別表（第10条関係） 1 福祉センター・陶芸作業所<u>使用料</u>																												
<table><tr><th>区分</th><th>1時間当たりの<u>利用料金</u></th></tr><tr><td>会議室</td><td>410円</td></tr><tr><td>娯楽室</td><td>330円</td></tr><tr><td>問診室（会議用）</td><td>330円</td></tr><tr><td>待合室（会議用）</td><td>410円</td></tr><tr><td>デイケアルーム</td><td>330円</td></tr><tr><td>陶芸作業所</td><td>330円</td></tr></table>	区分	1時間当たりの <u>利用料金</u>	会議室	410円	娯楽室	330円	問診室（会議用）	330円	待合室（会議用）	410円	デイケアルーム	330円	陶芸作業所	330円	<table><tr><th>区分</th><th>1時間当たりの<u>使用料</u></th></tr><tr><td>会議室</td><td>410円</td></tr><tr><td>娯楽室</td><td>330円</td></tr><tr><td>問診室（会議用）</td><td>330円</td></tr><tr><td>待合室（会議用）</td><td>410円</td></tr><tr><td>デイケアルーム</td><td>330円</td></tr><tr><td>陶芸作業所</td><td>330円</td></tr></table>	区分	1時間当たりの <u>使用料</u>	会議室	410円	娯楽室	330円	問診室（会議用）	330円	待合室（会議用）	410円	デイケアルーム	330円	陶芸作業所	330円
区分	1時間当たりの <u>利用料金</u>																												
会議室	410円																												
娯楽室	330円																												
問診室（会議用）	330円																												
待合室（会議用）	410円																												
デイケアルーム	330円																												
陶芸作業所	330円																												
区分	1時間当たりの <u>使用料</u>																												
会議室	410円																												
娯楽室	330円																												
問診室（会議用）	330円																												
待合室（会議用）	410円																												
デイケアルーム	330円																												
陶芸作業所	330円																												

改正後		改正前	
福祉団体会議室	330円	福祉団体会議室	330円
備考 1 利用時間が1時間でない場合は、次の額を徴収する。 （1） 30分以内の場合 1時間当たりの<u>利用料金</u>に100分の50を乗じて得た額 （2） 30分を越え1時間未満の場合 1時間当たりの<u>利用料金</u>に相当する額 2・3 （略） 2 デイサービスセンター利用料金 （略）		備考 1 利用時間が1時間でない場合は、次の額を徴収する。 （1） 30分以内の場合 1時間当たりの<u>使用料</u>に100分の50を乗じて得た額 （2） 30分を越え1時間未満の場合 1時間当たりの<u>使用料</u>に相当する額 2・3 （略） 2 デイサービスセンター利用料金 （略）	

議案第49号 安曇野市保健センター条例の一部を改正する条例

○安曇野市保健センター条例（平成17年安曇野市条例第119号）

改正後	改正前
(管理) 第4条 保健センターは、常に良好な状態において管理し、効率的に運営しなければならない。 <u>2 保健センターのうち、安曇野市堀金保健センター及び安曇野市明科保健センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。</u> <u>3 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号）第4条第1項の規定によるものであって、かつ、安曇野市堀金保健センター及び安曇野市明科保健センターの設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。</u> <u>(指定管理者が行う業務)</u> <u>第4条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u> <u>(1) 安曇野市堀金保健センター及び安曇野市明科保健センターの施設、設備及び備品の維持管理に関する業務</u> <u>(2) 安曇野市堀金保健センター及び安曇野市明科保健センターの運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務</u> (休館日) 第5条 安曇野市豊科保健センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。 2 保健センター（安曇野市豊科保健センターを除く。）の休館日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。） 3 前2項の休館日は、市長が特に必要と認めたとき、<u>又は指定管理者が特に必要と認めた場合において、あらかじめ市長の承認を得たとき</u>は、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (開館時間)	(管理) 第4条 保健センターは、常に良好な状態において管理し、効率的に運営しなければならない。 (休館日) 第5条 安曇野市豊科保健センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。 2 保健センター（安曇野市豊科保健センターを除く。）の休館日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。） 3 前2項の休館日は、市長が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (開館時間)

改正後	改正前
第6条 保健センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。 2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。 3 前2項の開館時間は、市長が特に必要と認めたとき、<u>又は指定管理者が特に必要と認めた場合において、あらかじめ市長の承認を得たとき</u>は、これを変更することができる。 (利用の許可) 第8条 (略) 2 市長は、前項の許可を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、当該許可をしないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為 (2) 保健センターの管理上支障がある行為 3 (略) (利用の制限) 第9条 市長<u>又は指定管理者</u>は、保健センターを利用する者が前条第2項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるときは、退館又は退室を命ずることができる。 2 (略) (損害賠償) 第12条 故意又は過失により保健センターの施設、<u>設備、備品その他の物件</u>を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。	第6条 保健センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。 2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。 3 前2項の開館時間は、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。 (利用の許可) 第8条 (略) 2 市長は、前項の許可を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、当該許可をしないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為 (2) 保健センターの管理上支障がある行為 3 (略) (利用の制限) 第9条 市長は、保健センターを利用する者が前条第2項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるときは、退館又は退室を命ずることができる。 2 (略) (損害賠償) 第12条 故意又は過失により保健センターの施設を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

議案第50号 安曇野市明科学習館条例の一部を改正する条例

○安曇野市明科学習館条例（平成18年安曇野市条例第34号）

改正後	改正前
（設置） 第1条 <u>市民への生涯学習の場を提供するため、地方自治法</u>（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、安曇野市明科学習館（以下「学習館」という。）を設置する。 （事業） 第3条 学習館は、次に掲げる事業を行うものとする。 （1） （略） （2） 交流会等を開催すること。 （3）・（4） （略） （利用の許可） 第7条 学習館の施設、設備又は備品で別表に掲げるものを利用しようとする<u>もの</u>は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも同様とする。 2 教育委員会は、前項の許可を受けようとする<u>もの</u>が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、同項の許可をしないことができる。 （1）～（3） （略） 3 教育委員会は、第1項の許可をするときは、必要な条件を<u>付す</u>ことができる。 （使用料） 第8条 前条第1項の許可を受けた<u>もの</u>は、あらかじめ別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。 （利用の制限） 第11条 学習館<u>を利用するもの</u>は、次に掲げる行為をしてはならない。 （1） （略） （2） 許可を得ないで<u>原状</u>を変える行為 （3）～（5） （略）	（設置） 第1条 <u>地方自治法</u>（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、<u>市民への生涯学習の場を提供するため</u>、安曇野市明科学習館（以下「学習館」という。）を設置する。 （事業） 第3条 学習館は、次に掲げる事業を行うものとする。 （1） （略） （2） 交流会等<u>の催し</u>を開催すること。 （3）・（4） （略） （利用の許可） 第7条 学習館の施設、設備又は備品で別表に掲げるものを利用しようとする<u>者</u>は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも同様とする。 2 教育委員会は、前項の許可を受けようとする<u>者</u>が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、同項の許可をしないことができる。 （1）～（3） （略） 3 教育委員会は、第1項の許可をするときは、必要な条件を<u>付する</u>ことができる。 （使用料） 第8条 前条第1項の許可を受けた<u>者</u>は、あらかじめ別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。 （利用の制限） 第11条 学習館<u>の利用者</u>は、次に掲げる行為をしてはならない。 （1） （略） （2） 許可を得ないで<u>現状</u>を変える行為 （3）～（5） （略）

改正後

(許可の取消し等)

第12条 教育委員会は、第7条第1項の許可を受けたものが次の各号いずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。

(1) (略)

(2) 前条各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるとき。

(3)・(4) (略)

2 教育委員会は、学習館を利用するものが前条各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるときは、その利用を禁止することができる。

3 第1項の規定により許可を取り消し、又は前項の規定により利用を禁止したときに生じた損害に対しては、市は責を負わない。

(原状回復)

第13条 学習館を利用するものは、利用を終了したとき、又は前条第1項の規定により第7条第1項の許可を取り消されたとき、若しくは同条第2項の規定により利用を禁止されたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第14条 故意又は過失により、学習館の施設等その他の物件を損傷し、又は滅失したものは、その損害を賠償しなければならない。

別表（第8条関係）

学習館使用料

1 施設

区分	2時間当たり使用料	1日当たり使用料
学習室	520円	1,570円
講義室A	520円	1,570円
講義室B	520円	1,570円

改正前

(許可の取消し等)

第12条 教育委員会は、第7条第1項の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。この場合において、当該者に生じた損害に対しては、市は責を負わない。

(1) (略)

(2) 前条各号に該当する行為を行い、又は行うおそれがあるとき。

(3)・(4) (略)

2 教育委員会は、学習館の利用者が前条各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるときは、その利用を禁止することができる。

(原状回復)

第13条 学習館の利用者は、利用を終了したとき、又は前条第1項の規定により第7条第1項の許可を取り消されたとき、若しくは同条第2項の規定により利用を禁止されたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第14条 故意又は過失により、学習館の施設等その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

別表（第8条関係）

学習館使用料

1 施設

区分	2時間当たり使用料	1日当たり使用料
学習室	520円	1,570円
講義室A	520円	1,570円
講義室B	520円	1,570円

改正後			改正前		
実習室	520円	1,570円	実習室	520円	1,570円
和室	520円	1,570円	和室	520円	1,570円
施設協力者室	520円	1,570円	施設協力者室	520円	1,570円
ハーモニーホール	1,040円	3,140円	ハーモニーホール	1,040円	3,140円
屋外ホール	1,040円	3,140円	屋外ホール	1,040円	3,140円
備考 <u>物販、広告宣伝等で施設を利用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。</u>			備考 <u>1 営利を目的とする団体及び個人が入場料又はこれに類するものを徴収しないで施設を利用する場合の使用料は、当該区分に定める額の2倍に相当する額とする。</u> <u>2 営利を目的とする団体及び個人が入場料又はこれに類するものを徴収して施設を利用する場合の使用料は、当該区分に定める額の4倍に相当する額とする。</u> <u>3 入場料又はこれに類するものを徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集その他名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。</u>		
2 設備・備品			2 設備・備品		
区分	2時間当たり使用料	1日当たり使用料	区分	2時間当たり使用料	1日当たり使用料
調理器具一式	260円	780円	調理器具一式	260円	780円
移動観覧席一式	520円	1,570円	移動観覧席一式	520円	1,570円
映像、音響設備一式	520円	1,570円	映像、音響設備一式	520円	1,570円
プロジェクター一式	260円	780円	プロジェクター一式	260円	780円
グランドピアノ	520円	1,570円	グランドピアノ	520円	1,570円

改正後	改正前
	<u>備考</u> 1 <u>営利を目的とする団体及び個人が入場料又はこれに類するものを徴収しないで設備又は備品を利用する場合の使用料は、当該区分に定める額の2倍に相当する額とする。</u> 2 <u>営利を目的とする団体及び個人が入場料又はこれに類するものを徴収して設備又は備品を利用する場合の使用料は、当該区分に定める額の4倍に相当する額とする。</u> 3 <u>入場料又はこれに類するものを徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集その他名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。</u>

議案第51号 安曇野市立認定こども園条例の一部を改正する条例

○安曇野市立認定こども園条例（平成28年安曇野市条例第36号）

改正後	改正前																
(名称及び位置) 第2条 認定こども園の名称及び位置は、別表のとおりとする。 (利用の制限等) 第12条 教育委員会は、利用児童又は保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定こども園の利用を制限し、又は解除することができる。 (1) 子ども・子育て支援法施行規則第1条の5各号に掲げる事由に該当しなくなったとき。 (2)・(3) (略) 2 (略) 別表（第2条関係） <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>安曇野市立三郷東部認定こども園</td><td>安曇野市三郷明盛779番地1</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	名称	位置	(略)		安曇野市立三郷東部認定こども園	安曇野市三郷明盛 779番地1	(略)		(名称及び位置) 第2条 認定こども園の名称及び位置は、別表のとおりとする。 (利用の制限等) 第12条 教育委員会は、利用児童又は保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定こども園の利用を制限し、又は解除することができる。 (1) 子ども・子育て支援法施行規則第1条各号に掲げる事由に該当しなくなったとき。 (2)・(3) (略) 2 (略) 別表（第2条関係） <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>安曇野市立三郷東部認定こども園</td><td>安曇野市三郷明盛1068番地1</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	名称	位置	(略)		安曇野市立三郷東部認定こども園	安曇野市三郷明盛 1068番地1	(略)	
名称	位置																
(略)																	
安曇野市立三郷東部認定こども園	安曇野市三郷明盛 779番地1																
(略)																	
名称	位置																
(略)																	
安曇野市立三郷東部認定こども園	安曇野市三郷明盛 1068番地1																
(略)																	